

第30回 一関地区広域行政組合  
一般廃棄物処理施設整備検討委員会

次 第

日時 令和4年6月28日（火）

午後1時30分～3時

場所 一関市役所3階 特別会議室

1 開 会

2 協 議

(1) 余熱活用について（調整段階のため、資料は非公表）

(2) リサイクル施設の基本的な考え方について

(3) 新処理施設に付加的に導入する処理方式について

3 そ の 他

4 閉 会

## リサイクル施設の基本的な考え方について

### 1 マテリアルリサイクル施設整備基本計画について

前回（第 29 回）の施設整備検討委員会において、資源化物の民間施設処理の検討の中では、粗大ごみ、不燃ごみの取り扱いは、現時点で全量を民間施設処理にすることはできないため、公営による処理が必要であることから、施設整備を進めるため、マテリアルリサイクル施設整備基本計画（以下、「計画」という。）の策定に着手することとしました。

### 2 計画の協議内容とスケジュールについて

→ [資料No. 2 - 2](#)のとおり（p 5）

### 3 今回の協議事項

#### (1) 計画の目的（案）

→ [資料No. 2 - 3](#)のとおり（p 9）

#### (2) 基本方針（案）

→ [資料No. 2 - 4](#)のとおり（p 10）

### 4 現状の取扱い品目について（報告）

→ [資料No. 2 - 5](#)のとおり（p 11～30）

## マテリアルリサイクル推進施設整備に係る施設整備基本計画策定にあたって

## 1. 施設整備基本計画 目次（案）

## 第1章 計画の目的

## 第2章 施設整備の基本方針

## 第3章 基本的事項の整理

第1節 処理対象ごみ（処理対象品目、分別区分、排出方法、収集回数など）

第2節 処理対象ごみ量

第3節 計画ごみ質（利用できる過去の分析結果）

第4節 施設整備規模（年間処理対象ごみ量）

第5節 処理対象品目の資源化条件

第6節 破碎残渣の処理条件

第7節 建設予定地の立地条件（建設予定地位置図、建設場所、事業面積、気象条件、都市計画事項、建設に係る関係法令留意事項、敷地周辺設備、洪水浸水深）

第8節 公害関係法令の規制状況（騒音、振動、悪臭、排水）

## 第4章 安全・衛生対策

安全対策（破碎機における爆発防止対策等、爆発に伴う二次災害防止対策、地震発生時の安全対策、その他の安全対策）

安全・衛生対策（粉じん対策、悪臭対策、労働災害防止対策）

## 第5章 災害対策の検討（震災、水害、断水、停電、災害廃棄物）

## 第6章 環境保全計画

第1節 環境保全計画値の設定（騒音基準、振動基準、悪臭基準、排水基準、粉じん基準）

第2節 環境保全対策の検討（騒音・振動対策、悪臭対策、排水対策、粉じん対策）

## 第7章 基本フロー（基本フロー、前処理フロー、処理フロー）

## 第8章 機械設備の検討

受入・供給設備：計量機、受入貯留方式、受入ホッパ・受入コンベヤ

破碎設備：破碎機（低速回転破碎機・高速回転破碎機）

搬送設備：コンベヤ、シュート等

選別設備：資源化計画に基づき資源化（選別）に必要な設備

再生設備：資源化計画に基づき有価物等の輸送や再利用に必要な設備

貯留・搬出設備：資源物貯留・搬出設備

破碎残渣搬出設備：バンカ

集じん・脱臭設備：集じん装置、脱臭装置、集じん・脱臭用送風機

給水設備

排水処理設備

電気・計装設備計画：電気設備、計装設備

## 第9章 建築計画の検討

建築物の構造

建築物の構成：計量棟、工場棟（プラント諸室、必要諸室、見学先）

## 第10章 啓発施設の検討（啓発施設の目的、主な啓発施設の機能、採用する啓発機能案）

## 第11章 全体配置計画の検討

配置計画上の制約条件

全体配置計画：車両動線（収集車両、一般持込車両）

施設配置計画：主要部寸法 建屋寸法・各所寸法（メーカーアンケート結果より）

諸室計画検討：主要部寸法 建屋寸法・各所寸法

## 第12章 施設運営計画

第1節 運転管理方法

第2節 運転人員

第3節 簡易VFMの検討

## 第13章 財源計画

第1節 建設費

第2節 施設運営計画作成等経費

第3節 財源計画（資金計画、建設費に係る年度別予算計画）

## 第14章 整備スケジュール

第1節 事業工程

計画期間

事業工程：循環型社会形成推進地域計画の作成、発注仕様書または要求水準書の作成、事業者選定、建設工事

第2節 工事工程計画

## 2. 施設整備基本計画作成スケジュール

別紙1

3. 施設整備基本計画作成スケジュール

								2023年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1章 計画の目的	→									
第2章 施設整備の基本方針	→									
第3章 基本的事項の整理		→								
第1節 処理対象ごみ		→								
第2章 処理対象ごみ量		→								
第3章 計画ごみ質		→								
第4節 施設整備規模		→								
第5節 処理対象品目の資源化条件		→								
第6節 破碎残渣の処理条件		→								
第7節 建設予定地の立地条件		→								
第8節 公害関係法令の規制状況		→								
第4章 安全・衛生対策			←→							
第5章 災害対策の検討			←→							
第6章 環境保全計画			←→							
第1節 環境保全計画値の設定			←→							
第2節 環境保全対策の検討			←→							
第7章 基本フロー			←→							
第8章 機械設備の検討			←→							
第9章 建築計画の検討			←→							
第10章 啓発施設の検討			←→							
メーカーより配置図（騒音発生機器の設置位置）、運転人員、工事工程表、概算見積の聴取						←→	←→			
						基本仕様作成及び依頼書提示	メーカー作成期間			
第11章 全体配置計画の検討								←→	←→	
第12章 施設運営計画								←→	←→	
第1節 運転管理方法								←→	←→	
第2節 運転人員								←→	←→	
第3節 簡易VFMの検討								←→	←→	
第13章 財源計画								←→	←→	
第1節 建設費								←→	←→	
第2節 施設運営計画作成等経費								←→	←→	
第3節 財源計画								←→	←→	
第14章 整備スケジュール								←→	←→	
第1節 事業工程								←→	←→	
第2節 工事工程計画								←→	←→	
第15章 主要図面の作成								←→	←→	

## 第1章 計画の目的（案）

一関地区広域行政組合（以下、「本組合」という）では、一関清掃センターリサイクルプラザ（平成14年11月竣工）及び大東清掃センター粗大ごみ処理施設（平成11年8月竣工）において、構成市町（一関市、平泉町）から排出される不燃ごみ及び資源ごみ、粗大ごみの適正処理を行っている。

一関清掃センターリサイクルプラザは稼働開始から約20年が経過、大東清掃センター粗大ごみ処理施設は稼働開始から約23年が経過しており、定期的な保守点検と補修を行うことで施設の機能維持に努めてきたが、設備・装置の老朽化が進んでおり、既存の施設を使い続けるには、施設と設備、装置の改修が必要となる。

また、令和4年4月1日施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という）」により、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る必要な措置が求められ、マテリアルリサイクル施設（以下、「リサイクル施設」という。）の操業条件は大きく変化しつつある。

このような状況から、本組合では令和4年3月策定のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画によるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設（以下、「新処理施設」という。）の整備に合わせて、新処理施設と同一敷地に一関清掃センター及び大東清掃センターの既存リサイクル施設を統合し、施設運営費の縮減を図るとともにプラスチック資源循環法に対応すべく新たなリサイクル施設を整備することとした。

本施設整備基本計画は、新たに整備するリサイクル施設整備に向けて基本条件を整理・検討し、施設整備の基本計画として取りまとめるものである。

## 第2章 施設整備の基本方針（案）

施設整備方針は、一般廃棄物の処理を行う施設として、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした適正処理を行うことを前提に、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本計画と同様に新施設整備の基本方針を次のとおり設定する。

### ① 安定性に優れた安全な施設

- ・信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
- ・耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設

### ② 環境に配慮した施設

- ・環境負荷の低減と施設周辺的生活環境の保全に配慮した施設
- ・廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設

### ③ 廃棄物を資源として活用できる施設

- ・廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できる施設

### ④ 災害に強い施設

- ・災害時でも稼働し、災害廃棄物を受け入れられる施設

### ⑤ 経済性に優れた施設

- ・建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

#### 【エネルギー回収型廃棄物処理施設整備基本計画と同様の基本方針とする理由】

リサイクル施設は、令和3年4月30日に開催された施設整備検討委員会において、次のとおりとした。

- ① 新処理施設の整備に合わせて整備すること。
- ② 新処理施設の敷地内整備することが、最も経済的であること。

このことから、同一敷地内に新処理施設と並行してリサイクル施設の整備を進める上で、計画段階から新処理施設との考え方の整合を図ることで、より効果的な施設整備構想とするもの。

## 新処理施設に付加的に導入する処理方式について

### 1 新処理施設に付加的に導入する処理方式の検討について

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設（以下、「新処理施設」という。）の処理方式は、施設整備検討委員会において、中間処理施設の処理方式として検討をしてきたところであり、総合評価の結果、「焼却方式」が最適であるとしています。

なお、これに加え堆肥化など、資源化率の高い処理方式を付加的に導入できないか、引き続き検討していくこととしていたことから、本件について検討をするものです。

### 2 付加的に導入する処理方式の条件

付加的に導入を検討する処理方式は、焼却方式を基本の処理方式とした上で取組可能な処理方式とし、資源化率が高く、資源循環の取組みとして啓発効果が得られる方式で次のとおりとします。

- (1) 環境影響評価（環境アセスメント）に影響がないものであること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要な施設ではないこと。（処理量が5 t/日未満）

### 3 検討方針（案）

処理方式の方針は、次のとおりとします。

#### (1) 安定的に処理することができる方式

一定量の廃棄物を継続して安定的に処理することができる方式であること。

#### (2) 資源化物の供給先が長期間にわたり確保できる方式

処理によって生成された資源物の、供給先が長期間にわたり安定的に確保できる方式であること。

#### (3) 運用が住民への負担増加とならない、または軽減が図られる方式

高齢者などの支援が必要な方々のごみ出し負担の軽減について課題となっていることを踏まえ、付加的な処理方式を導入することによって、住民の負担が増加することがない方式であること。

#### (4) 資源循環の取組みとして住民への啓発が図られる方式

処理方式が資源循環の取組みとして、住民への啓発効果が得られる方式であること。

#### (5) 運用について、経済性に優れている方式

運用にかかる経費（イニシャルコスト、ランニングコスト）に対する財源活用が見込めるかなど、可能な限り経費がかからない方式であること。

### 4 検討項目

次回検討委員会において検討項目案を提示します。